

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社ノザワ
代表者名 代表取締役社長 野澤 俊也
(コード番号 5237 大証第 2 部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 三原 伸夫
(TEL 078-333-4111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 149 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 子会社を含めた今後の事業展開の拡大に備えるため、現行定款第 2 条を変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更するものであります。

- ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がなされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条を削除するものであります。

上記みなし定款変更に伴い、単元未満株券について定める現行定款第 9 条第 2 項を削除し、また、株式取扱規則に定める事項を明らかにするため現行定款第 11 条に「株主の権利行使に際しての手続き等」の文言を追加、原則株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取り扱うことはなくなることから現行定款第 12 条第 3 項を削除するものであります。

- ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第 10 条及び現行定款第 12 条「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。

- ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第12条第3項を附則に移し、平成22年1月6日をもって削除する旨を定めるものであります。
- ④ その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(目的)	
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	[現行どおり]
1. 各種スレート及びセメント製建築材の製造、加工、販売	[現行どおり]
2. 不燃混和材及び耐火被覆材の製造、加工、販売	[現行どおり]
3. 蛇紋岩を原料とした無機混和材の製造、販売	[現行どおり]
4. 各種建築工事の請負、設計、監理	[現行どおり]
5. 産業廃棄物、一般廃棄物の収集、運搬、処理、リサイクル及びこれらのリサイクル品の販売	[現行どおり]
[新設]	<u>6. 建築物の清掃、保守及び管理</u>
[新設]	<u>7. 肥料、土壌改良資材、園芸資材、融雪材の製造、加工、販売及び輸出入</u>
[新設]	<u>8. 農産物の加工、販売</u>
[新設]	<u>9. 通信販売業</u>
<u>6. 土地の造成及び不動産の売買並びに賃貸</u>	<u>10.</u> [現行どおり]
<u>7. 損害保険代理業及び生命保険募集業</u>	<u>11.</u> [現行どおり]
<u>8. 労働者派遣事業</u>	<u>12.</u> [現行どおり]
<u>9. 前記各号に付帯する一切の事業</u>	<u>13.</u> [現行どおり]

<p>第5条～第6条 [条文省略]</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株券を発行する。</u></p> <p>第8条 [条文省略]</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は1,000株とする。</p> <p>2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する手続き及び手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>[現行どおり]</p> <p>[削除]</p> <p>第7条 [現行どおり]</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 [現行どおり]</p> <p>[削除]</p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>[現行どおり]</p> <p>[現行どおり]</p> <p>[現行どおり]</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する手続き及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続き等</u>については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
--	--

<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>12</u> 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 <u>13</u> 条～第 <u>36</u> 条 [条文省略]</p> <p>(有効期間)</p> <p>第 <u>37</u> 条 第 <u>36</u> 条に基づいて導入された買収防衛策は、株主総会の承認を得た後 3 年以内の最終の事業年度に関する当社の定時株主総会において、その存続の承認を得なければならないものとし、以後も同様とする。</p> <p>2. 第 <u>36</u> 条に基づく買収防衛策の導入後において、第 1 項に定める当社の定時株主総会での存続の承認が得られなかった場合は、第 <u>36</u> 条に基づき導入された買収防衛策は当該承認がなされなかった時点をもって、その効力を失うものとする。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>11</u> 条 [現行どおり]</p> <p>[現行どおり]</p> <p>[削除]</p> <p>第 <u>12</u> 条～第 <u>35</u> 条 [現行どおり]</p> <p>(有効期間)</p> <p>第 <u>36</u> 条 第 <u>35</u> 条に基づいて導入された買収防衛策は、株主総会の承認を得た後 3 年以内の最終の事業年度に関する当社の定時株主総会において、その存続の承認を得なければならないものとし、以後も同様とする。</p> <p>2. 第 <u>35</u> 条に基づく買収防衛策の導入後において、第 1 項に定める当社の定時株主総会での存続の承認が得られなかった場合は、第 <u>35</u> 条に基づき導入された買収防衛策は当該承認がなされなかった時点をもって、その効力を失うものとする。</p>
--	--

<p>[新 設]</p>	<p><u>附則</u> <u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p>
<p>[新 設]</p>	<p><u>第 2 条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>[新 設]</p>	<p><u>第 3 条</u> 本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>

以 上